

★ 広島県税条例等の一部を改正する条例（条例第三十七号）（税務課）

一 改正の要旨

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、不動産取得税、自動車取得税及び自動車税に関する規定を改正した。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 不動産取得税

(1) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者等が、当該家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）の取得をした場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じることとした。

(2) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「対象土地」という。）の同日における所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過するまでの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じることとした。

(二) 自動車取得税

警戒区域設定指示区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が警戒区域設定指示が行われた日から継続して警戒区域設定指示区域内にあった自動車で当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの等（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金の納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講じることとした。

(三) 自動車税

(1) 対象区域内自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が1(二)の適用を受けることとなった場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分の自動車税に係る徴収金の納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講じることとした。

(2) 対象区域内自動車の対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、警戒区域設定指示が行われた日以後自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなす特例措置を講じることとした。

## 2 広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正

不動産取得税に関する経過措置に係る規定の整理を行った。

## 二 施行期日

公布の日